

協会けんぽ東京支部加入事業主のみなさまへ

# 定期健康診断の結果データ提供に ご協力をお願いします。

平成20年4月から、医療保険者に対し、特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられました。当協会においても、加入者の健康増進のため、協会けんぽが行なっている生活習慣病予防健診の受診を促進するとともに、特定保健指導の実施率向上に向け取り組んでいます。

その取り組みのひとつとして労働安全衛生法に基づく定期健康診断結果データを当協会へご提供いただくようお願いをさせていただいております。

データをご提供をいただくことで、従業員の方の健康維持に資する等、様々なメリットもございます。

事業主のみなさまにはご多忙のところ大変恐縮ですが、このことについてご理解いただき、別添の「同意書」に記入・捺印のうえ、当協会までご送付いただけますようお願いいたします。

## ★データ提供のメリット

①ご提供いただいた健診結果データをもとに、判定を行い、該当された方には、**無料で特定保健指導**(メタボリックシンドロームを予防するための生活習慣のサポート)が受けられます。

**従業員の方々が健康でいられることは、会社の活性化につながります！**  
**また、将来の病気休業などのリスクも減少します。**



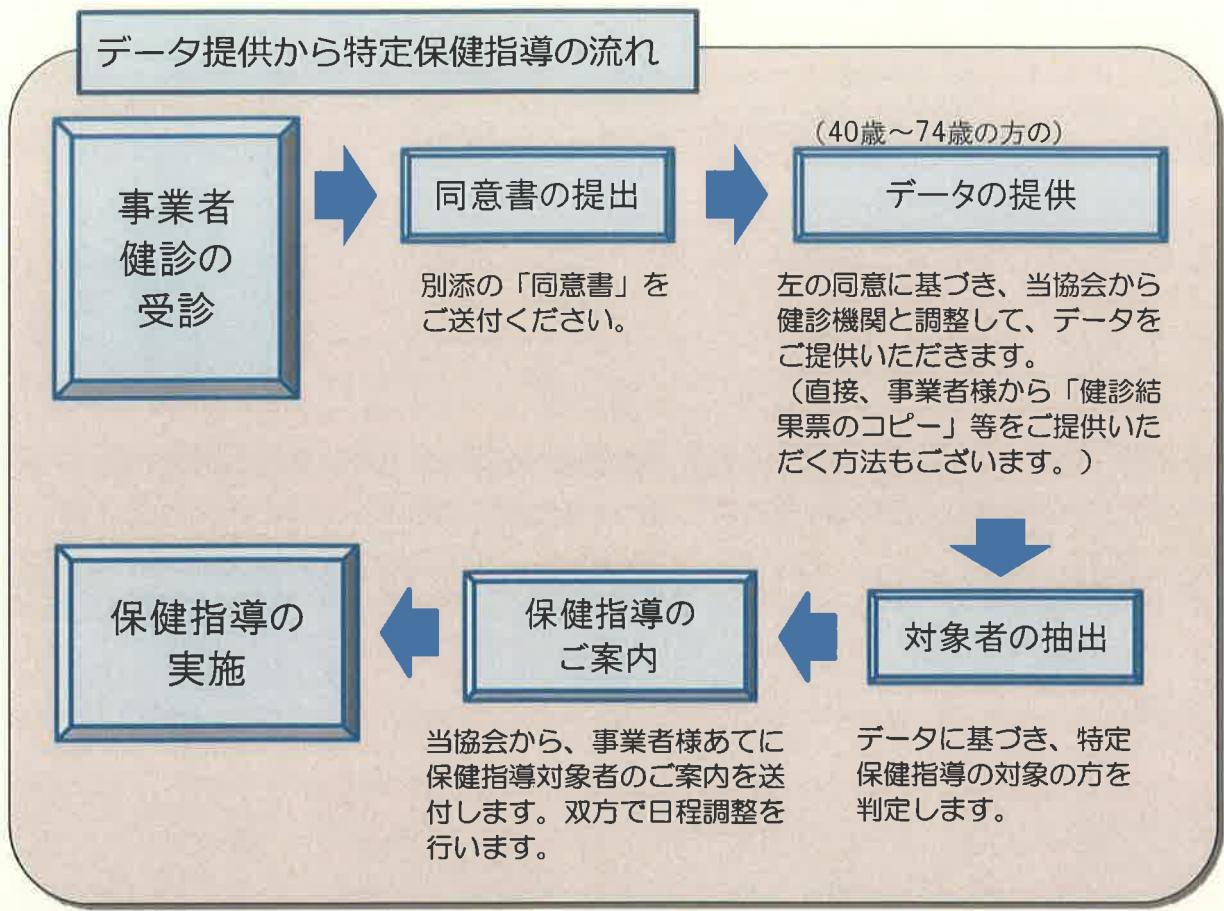
②生活習慣病になるのを防ぐことで、**将来の医療費の増加を抑えられます。**

③健診受診率に基づいて決定される**高齢者医療制度への負担金の伸び**を  
**抑えられます。**



④毎年、上がり続けている**健康保険料率の上昇度合い**を抑えられます。

～裏面もご覧ください～



## 健診結果データの取り扱いにかかるQ & A

### Q. 個人情報である健診結果を提供して問題ありませんか？

「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条で、保険者に求められた場合には事業者は「提供しなければならない」と定められています（下部欄外参照）。したがって、データを提供いただくことについて法令上の問題はありません。

### Q. 提供したデータはどのように使われますか？

- a. 特定保健指導の対象者の抽出、および指導
- b. 個人を特定しない形での統計

上記以外には使用いたしません。また、「個人情報の保護に関する法律」及び「全国健康保険協会個人情報管理規程」に基づき適正に管理してまいります。

※高齢者の医療の確保に関する法律 第27条

（第1項 略）

2 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

3 前二項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

### お問い合わせ先・同意書等送付先

〒164-8540

東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階

保健グループ

☎03-6853-6555

平日午前9時から午後5時



全国健康保険協会 東京支部  
協会けんぽ